を有する市町村（以下「退職被保険者等所属市町村」という。）に、「ついては、政令で定めるところにより、支払基金が退職被保険者等所属市町村に対して交付する」を「ついて、」に、「もつて充てる」を「交付する」に改め、同項第二号中「退職被保険者等所属市町村」を「退職被保険者等所属都道府県」に、「厚生労働省令の」を「厚生労働省令で」に改め、同条第三項ただし書中「すべての退職被保険者等所属市町村」を「全ての退職被保険者等所属都道府県」に、「各退職被保険者等所属市町村」を「退職被保険者等所属都道府県」に改める。

附則第八条第一項中「退職被保険者等所属市町村の」を「退職被保険者等所属都道府県の」に、「退職被保険者等所属市町村が」を「退職被保険者等所属都道府県若しくは当該都道府県内の退職被保険者等所属市町村が」に、「政令の」を「政令で」に、「退職被保険者等所属市町村に」を「退職被保険者等所属都道府県に」に改め、「同項の」を削る。

附則第九条の見出しを「（国の負担等に関する読替え）」に改め、同条第一項中「退職被保険者等所属市町村」を「退職被保険者等所属都道府県」に改め、同条第二項中「第七十六条第一項」を「第七十六条第二項」に、「保険者」を「組合は」に、「組合」を「組合は」に改める。

附則第十条第一項中「（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）」を削る。

附則第十二条第二項、第十三条第二項及び第十五条中「退職被保険者等所属市町村」を「退職被保険者等所属都道府県」に改める。

附則第十六条中「これらの規定」を「同法第四十一条、第四十三条、第四十四条及び第四十六条」に、「あるのは、」を「あるのは」に改め、「被用者保険等保険者」と」の下に「、同法第百三十四条第二項中「保険者（国民健康保険にあつては、都道府県）」とあるのは「被用者保険等保険者」と」を加える。

附則第十七条第二号中「退職被保険者等所属市町村」を「退職被保険者等所属都道府県」に改め、「附則第七条第一項の」を削る。

附則第二十一条第一項中「市町村が行う国民健康保険」を「都道府県等が行う国民健康保険」に改める。

附則第二十二条中「及び第七十六条第一項」を「並びに第七十六条第一項及び同条第二項」に改める。

附則第二十四条中「第八十一条の二第五項」を「第七十条第三項」に改め、「の三分の一」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（財政安定化基金の特例）

第二十五条　都道府県は、平成三十年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの間、第八十一条の二第一項各号に掲げる事業のほか、政令で定めるところにより、財政安定化基金を当該都道府県内の市町村に対する改正法の円滑な施行のために必要な資金の交付に必要な費用に充てることができる。

（健康保険法の一部改正）

第五条　健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項の表中

第四七級	一、二一〇、〇〇〇円
一、一七五、〇〇〇円以上	一、一七五、〇〇〇円以上

を

第四七級	一、二一〇、〇〇〇円
一、一七五、〇〇〇円以上	一、一七五、〇〇〇円以上
一、二三五、〇〇〇円未満	

に改め、同表に次のように加える。

第四八級	一、二七〇、〇〇〇円	一、二三五、〇〇〇円以上	一、二九五、〇〇〇円未満
第四九級	一、三三〇、〇〇〇円	一、二九五、〇〇〇円以上	一、三五五、〇〇〇円未満
第五〇級	一、三九〇、〇〇〇円	一、三五五、〇〇〇円以上	

第四十条第二項ただし書中「百分の一」を「百分の〇・五」に改める。

第四十五条第一項ただし書中「五百四十万円」を「五百七十三万円」に改める。

第四十七条第二号中「全被保険者の」の下に「同月の」を加える。

第六十三条第二項第三号中「必要な療養」の下に「（次号の患者申出療養を除く。）」を加え、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　高度の医療技術を用いた療養であって、当該療養を受けようとする者の申出に基づき、前項の給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養として厚生労働大臣が定めるもの（以下「患者申出療養」という。）

第六十三条に次の四項を加える。

4　第二項第四号の申出は、厚生労働大臣が定めるところにより、厚生労働大臣に対し、当該申出に係る療養を行う医療法第四条の三に規定する臨床研究中核病院（保険医療機関であるものに限る。）の開設者の意見書その他必要な書類を添えて行うものとする。

5　厚生労働大臣は、第二項第四号の申出を受けた場合は、当該申出について速やかに検討を加え、当該申出に係る療養が同号の評価を行うことが必要な療養と認められる場合には、当該療養を患者申出療養として定めるものとする。

6　厚生労働大臣は、前項の規定により第二項第四号の申出に係る療養を患者申出療養として定めることとした場合には、その旨を当該申出を行った者に速やかに通知するものとする。

7　厚生労働大臣は、第五項の規定により第二項第四号の申出について検討を加え、当該申出に係る療養を患者申出療養として定めないこととした場合には、理由を付して、その旨を当該申出を行った者に速やかに通知するものとする。

第七十条に次の一項を加える。

3　保険医療機関のうち医療法第四条の二に規定する特定機能病院その他の病院であって厚生労働省令で定めるものは、患者の病状その他の患者の事情に応じた適切な他の保険医療機関を当該患者に紹介することその他の保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として厚生労働省令で定める措置を講ずるものとする。

第七十六条第五項中「第八十八条第十一項において単に」を「以下」に、「第八十八条第十一項において「」を「以下「」に改める。

第八十二条第一項中「第七十条第一項」の下に「（第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第百十条第七項及び第百四十九条において準用する場合を含む。）若しくは第三項」を加え、「これらの規定を第八十五条第九項」を「第八十五条第九項」に、「第四号」を「第五号」に改める。

第八十五条第二項中「食費の状況」の下に「及び特定介護保険施設等（介護保険法第五十一条の三第一項に規定する特定介護保険施設等をいう。）における食事の提供に要する平均的な費用の額」を加え、同条第四項中「食費の状況その他の」を「勘案又はしん酌すべき事項に係る」に改める。

第八十六条第一項及び第四項中「評価療養」の下に「、患者申出療養」を加える。

第九十条第二項及び第九十五条第六号中「療養の給付を受けることができる者」を「被保険者」に改める。

第九十九条第一項を次のように改める。

被保険者（任意継続被保険者を除く。第百二条第一項において同じ。）が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して三日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金を支給する。